

# 学生会館運営委員規程

2017年2月3日制定

## 第1章 総則

### 第1条（趣旨）

この規程は、学生会館委員会規則に基づき、学生会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）及びその委員について定める。

## 第2章 運営委員の任免

### 第2条（運営委員の要件）

学生会館運営委員（以下「運営委員」という。）は、以下の各号に掲げる要件を満たさなければならない。

- 一 東京大学の学生、大学院生又は研究生であること。
- 二 学生会館及びキャンパスプラザの運営に参加する意思を持ち、及び運営について責任を持ちうると学生会館委員会が判断すること。

### 第3条（運営委員見習い）

- 1 運営委員になろうとする者は、所定の手続きにより学生会館運営委員見習いの登録を受ける。
- 2 学生会館運営委員見習いの登録をした者（以下「見習い」という。）は、学生会館及びキャンパスプラザの窓口業務の見習いを行い、業務内容を習得しなければならない。
- 3 部局長が認めた場合、見習いは当該部局の業務の見習いを行うことができる。

### 第4条（運営委員の任命）

- 1 議長が指定した運営委員は、見習いが業務内容を十分に習得したと判断した場合、学生会館委員会に報告する。
- 2 学生会館委員会は、議決により前項で報告を受けた見習いを運営委員に任命することができる。

### 第5条（運営委員の解任）

- 1 学生会館委員会は、運営委員から辞任の申し出があった場合、その理由を十分審議したうえで、議決により当該の運営委員を解任することができる。
- 2 議長は、運営委員が学生会館委員会規則第5条及び本規程第2条に定める要件を失った場合は、ただちに当該運営委員を解任しなければならない。
- 3 解任された運営委員は、ただちに貸与された鍵の返却その他の学生会館委員会が定める手続きを行わなければならない。

## 第3章 運営委員の業務

### 第6条（運営委員の業務）

- 1 運営委員は、以下の各号に掲げる業務を行う。

- 一 以下に掲げる学生会館窓口業務
  - イ 部室及び共用部屋の鍵の貸出
  - ロ 共用部屋の予約に関する業務
  - ハ 備品等の貸出
  - ニ 印刷機械類の使用法の指導、使用順番の調整及びメンテナンス
  - ホ 印刷に必要な紙その他の消耗品の有償配付
  - ヘ 開館準備、閉館準備及び見回り
  - ト その他学生会館委員会が定める業務
- 二 以下に掲げるキャンパスプラザ窓口業務
  - イ 部室及び共用部屋の鍵の貸出
  - ロ 共用部屋の予約に関する業務
  - ハ 備品等の貸出
  - ニ 開館準備、閉館準備及び見回り
  - ホ その他学生会館委員会が定める業務

### 三 所属する部局の部局業務

2 運営委員は、当該部局長が認めた場合、所属しない部局の業務を行うことができる。

## 第7条（窓口業務）

運営委員は、学生会館委員会が定める規則、学生会館委員会の決定及び運営委員会の合意（以下、「運営に関する諸規則類」という）に基づき、窓口業務を行わなければならない。

## 第8条（部局及び部局業務）

運営委員会に、以下に掲げる部局を置く。部局は、当該各号に掲げる業務その他の学生会館委員会が定める業務を、運営に関する諸規則類に基づき行わなければならない。

- 一 議長局 運営業務全体の統括、運営上必要な事項の決裁及び他の部局に含まれない業務
- 二 会計局 運営費の収支管理及び運営委員活動保障費の支払い
- 三 書記局 学生会館委員会及び運営委員会の議事録作成、資料整理、連絡委員会関連業務、電算関連機器の保守並びにシステムの構築・管理
- 四 施設局 施設及び消耗品を除く備品の管理及び整備、共用部屋抽選並びに大掃除に関する業務
- 五 総務局 印刷機器類の保守管理並びに消耗品及び事務用品の管理
- 六 人事局 シフトの作成及び見習いに関する業務

## 第9条（部局長）

- 1 各部局に、その部局の長たる部局長をおく。
- 2 学生会館委員会は、部局長を議決により任命する。
- 3 会計局長は学生会館委員でなければならない。

## 第10条（部局員）

- 1 部局長は、部局の構成員を任命する。
- 2 部局長は、運営委員会の合意に基づき、部局に特定の業務を専門的に行う担当を設けることができる。

## 第11条（議長及び部局の裁量）

- 1 窓口業務のうち、運営に関する諸規則類に定められていない事項に関しては、学生会館委員会及

び運営委員会の閉会中は、議長の判断によるものとする。但し、議長は当該の判断を直近の学生会館委員会及び運営委員会に報告しなければならない。

2 部局業務のうち、運営に関する諸規則類に定められていない事項に関しては、担当部局が定めることができる。

#### 第 12 条（活動保障費）

学生会館委員会は、以下の各号に掲げる活動保障費を、当該各号に定める運営委員又は見習い（以下「運営委員等」という。）に対して支給する。

- 一 窓口保障費 窓口業務及びその見習いを行った運営委員等
- 二 部局保障費 各部局長、部局員その他の当該部局の業務及びその見習いを行った運営委員等
- 三 特別保障費 学生会館委員会が特に定めた業務を行った運営委員等

#### 第 13 条（活動保障費の額及び評価基準）

1 以下の各号に掲げる活動保障費の額及び評価基準は、当該各号に定めるところによる。

- 一 学生会館の窓口業務（見回りを除く。）に関わる窓口保障費 1 時間につき 900 円
  - 二 キャンパスプラザの窓口業務（見回りを除く。）に関わる窓口保障費 1 時間につき 720 円
- 2 見回りに関わる窓口保障費、部局保障費及び特別保障費の額及び評価基準は、学生会館委員会が定める。
- 3 前二項に関わらず、見習いに対して支払われる活動保障費の額及び評価基準は、学生会館委員会が定める。

#### 第 14 条（交通費）

学生会館委員会は、業務のために運営委員が使用した交通費を運営委員に支給する。但し、支給は運営委員の要求があった場合に限る。

### 第 4 章 運営委員の権利、義務

#### 第 15 条（運営委員等の権利）

1 運営委員は、以下の各号に掲げる権利を持つ。

- 一 学生会館及びキャンパスプラザの鍵の貸与を受け、及び閉館時滞在をすること。
- 二 学生会館委員会所有の一般非公開機械類を使用すること。
- 三 事務室及び学生会館委員会が定める一般非開放室を使用すること。
- 四 個人ロッカーを使用すること。
- 五 福利厚生用品を使用すること。
- 六 その他学生会館委員会が定めること。

2 運営委員でない学生会館委員及び見習いは、以下の各号に掲げる権利を持つ。

- 一 学生会館及びキャンパスプラザの閉館時滞在をすること。ただし、運営委員の立会いを必要とする。
- 二 事務室及び学生会館委員会が定める一般非開放室を使用すること。ただし、運営委員の立会いを必要とする。
- 三 その他学生会館委員会が定めること。

#### 第 16 条（運営委員等の義務）

運営委員等は、以下の各号に掲げることを遵守しなければならない。

- 一 運営に関する諸規則類を遵守すること。
- 二 誠実に業務を行い学生会館の正常な運営に努めること。
- 三 正当な理由なく運営委員会を欠席しないこと。
- 四 学生会館委員会が守秘事項と定めた事項を、運営委員の任期中及びそれ以降にわたり、委員会外に口外しないこと。

#### 第 17 条（運営委員等の責任）

- 1 運営委員等が学生会館委員会、学生その他の組織又は人物に損害を与えた場合、当該の運営委員等はその責を負う。
- 2 運営委員等の正当な業務遂行中に発生した事故については、免責される。ただし、発生後直ちに学生会館委員会に報告しなければならない。

#### 第 18 条（運営委員等の懲罰）

- 1 学生会館委員会は、運営委員等が第 16 条に定める義務に違反した場合、議決により懲罰を行う。但し、懲罰の決定の前に当該運営委員等による弁明の機会が与えられなければならない。
- 2 懲罰の種類は以下の通りとする。
  - 一 注意又は戒告
  - 二 第 15 条に定める運営委員又は見習いの権利の一部又は全部の取消又は停止
  - 三 部局長又は担当の罷免
  - 四 運営委員又は見習いの罷免
- 3 罷免された運営委員等は、ただちに貸与された鍵の返却その他の学生会館委員会が定める手続きを行わなければならない。

#### 第 19 条（罷免された運営委員の再登録）

罷免された運営委員等は、再び学生会館運営委員見習いに登録を受けることができる。

### 第 5 章 運営委員会

#### 第 20 条（運営委員会）

- 1 運営委員会は、学生会館委員会の定める方針に従って学生会館の日常業務に関する事項について討議し、及び实际的業務を行なう組織である。
- 2 運営委員会は、学生会館委員会に運営方針案を提出し、それに基づいた業務を行うものとする。

#### 第 21 条（運営委員会議長）

- 運営委員会に、議長をおく。
- 2 議長は運営委員会を代表し、及び運営委員会を招集する。
  - 3 議長は、学生会館委員会議長が兼任する。

#### 第 22 条（運営委員会の招集）

- 1 議長は、運営委員会を週 1 回以上招集しなければならない。但し、教養学部の授業期間外はこの限りではない。
- 2 議長は、運営委員の 4 分の 1 以上から請求があった場合、運営委員会を招集しなければならない。

3 議長は、運営委員会を招集する場合、日時及び場所を1週間以上前に内示しなければならない。但し、臨時の場合はこの限りでない。

#### 第23条（合同委員会）

運営委員会は、学生会館委員会と兼ねて招集することができる。

#### 第24条（討議内容の報告）

- 1 運営委員会は、欠席した運営委員に討議内容を報告しなければならない。
- 2 運営委員会は、学生会館委員会に討議内容を報告しなければならない。

#### 第25条（非委員の出席）

運営委員会は、必要と認められる場合、運営委員以外の者を運営委員会に出席させることができる。

#### 第26条（会議の公開）

運営委員会の会議は原則公開とする。但し、学生会館委員会が守秘事項と定めた情報を取り扱う場合はこの限りではない。

### 第6章 改正

#### 第27条（改正）

- 1 運営委員及び学生会館委員は、本規程の改正を発議することができる。
- 2 本規程の改正は運営委員会の合意があった上で、学生会館委員会の議決により行われる。

#### 附則

- 1 この規程は2017年2月10日より施行される。
- 2 この規程の施行以前に学生会館委員会が定める手続きを取って学生会館運営委員見習いとなった者は、第3条第1項に規定された手続きを取った見習いとみなす。

#### 附則（2017年3月3日改正）

この規程は2017年3月4日より施行される。